

答 申 の 概 要

件名	特定の事項について自分が警察に通報した記録に係る非開示決定（不存在）に対する審査請求（諮問第24号）		
本件対象個人情報	事実上、長期間使用してきたとされる氏名（A）での保有個人情報開示請求に対し、公的に証明可能な氏名（B）でなければ開示請求を認めないこととし、Bの氏名が記録された情報が存在しなかったため文書不存在とされた案件		
主な非開示理由	条例第21条第3項（文書不存在）		
実施機関	静岡県警察本部長		
諮問庁	静岡県公安委員会		
諮問年月日	平成28年7月7日	答申年月日	平成29年3月21日
主な論点	1 本人確認の妥当性 2 開示請求者を本人とする保有個人情報に該当するか否かの判断方法		

審査会の結論

実施機関が非開示（文書不存在）とした決定は、別記に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を探索し、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると合理的に判断できるものがあれば、取り消して、改めて開示決定等をすべきである。

審査会の判断

1 本人確認の妥当性について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものである。

諮問庁の意見書によれば、処分庁は、「B」氏名の記載された運転免許証で審査請求人の本人確認を行い、請求対象とされた期間に係る通報記録や相談等受理票のファイルを探索したが、「B」の氏名が記載されたものは存在しなかったため、本件対象保有個人情報を保有していないとして本件処分を行ったとされる。

これに対して、審査請求人は、110番通報や相談を行った際に名乗った「A」という氏名は、現在「裁判所申請氏」で、公文書以外では、「A」の氏名を長く使用していることや、裁判所へ申請した書類の写しの提示を処分庁が求めること自体が不当なものであるなどと主張しており、これは処分庁による上記の本人確認方法が不当であったとの趣旨の主張とも解されるため、以下、念のため、検討する。

(1) 処分庁における本人確認方法について

開示請求をする者は、運転免許証、旅券、個人番号カードその他当該開示請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を提示又は提出しなければならないとされており（静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58条。以下「条例」という。）第16条第2項、静岡県個人情報保護条例施行規則（平成15年静岡県規則第7号）第3条）、ここにいう「その他当該開示請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類」の種類や確認の具体的な方法については、各実施機関が別途定めているところである。

静岡県警察保有個人情報開示事務等取扱要綱（以下「要綱」という。）第6-2（2）アによれば、本人確認は、①運転免許証、旅券、官公庁が発行した免許証等により行うことを原則とし、②これらの書類をやむを得ない理由により提出できない場合には、健康保険被保険者証等、社会生活上広く本人であることを証明する書類として使用されているものを複数組み合わせることで求めることとしており、さらに、③やむを得ない理由により②によることができない場合には、本人確認を確実にできるその他の方法によることも認めているところである。

(2) 本件処分に係る本人確認の妥当性について

本人確認は、なりすましによって本人の情報が誤って他人に開示されることがないようにするため、請求対象の情報が開示請求者本人の情報であることを確認するためのものであるから、原則として、法令に基づいて本人の申請により本人に交付され、本人が所持しており、社会生活上広く本人であることを証明する書類として使用されているものにより行われる必要がある。また、本人確認は、開示請求書の記載事項の審査とともに開示請求の受付段階で実施されるものであることも踏まえると、可能な限り、形式的・定型的に行えることが望ましい。

諮問庁によれば、本件においては、要綱で原則的な確認書類とされている運転免許証等では「A」であることの確認はできなかったことから、例外的に認められている方法による本人確認を試みようとしたが、審査請求人から「A」の氏名に係る本人確認書類の提示又は提出はなされなかったとされている。

したがって、本件処分に係る本人確認は、関係規程に基づいて行われたもので、妥当であったといえる。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 110 番等処理簿及び相談等受理票について

ア 警察への 110 番通報があった場合、事案内容、処理結果等を記録に残し、措置状況を明らかにしておくこととされている（通信指令業務要綱第 5-2（12））。

イ 警察に相談等の申出があった場合は、申立内容、指導・助言内容を記載し、所属長に報告するものとされている（相談業務に関する訓令第 14 条）。

(2) 本件対象保有個人情報の保有の有無について

諮問庁の意見書によれば、「文中に開示請求者の氏名が記録されているものがあれば、対象文書として特定できる可能性があるとして検索を行ったが、特定できる保有個人情報は保有していないことが確認できたため、文書不存在を理由として本件処分を行った」とされている。このことは、探索した範囲では、本人確認書類上の氏名が記載された公文書が存在しなかったということの意味するものである。

条例に基づき保有個人情報の開示請求があった場合、個人の権利利益を保護するため、実施機関としては、本人の情報を誤って他人に開示しないようにするだけでなく、保有個人情報の本人が自己のどのような個人情報をどのように実施機関が保有しているかについて確認できるようにするという要請にも応えなければならない。

そのような要請に応えるために、当該公文書に本人確認書類上の氏名の記載があるかどうかで判断するだけでなく、当該公文書に含まれる氏名以外の情報や当該公文書以外で実施機関が承知している他の情報と照合するなど、当該公文書が作成される過程などの事情を踏まえて実質的な判断を併せて行うべきである。

本件においては、審査請求人は、沼津警察署で対応した実在の職員の氏名を挙げていることに加え、本件請求以前から、沼津警察署に赴いて相談した際には「A」と名乗っていること、通報や相談の際には右駐車場の具体的な場所を示していることなどを主張していることから、審査請求人自身が開示請求書に記載された対象期間中に通報や相談を行ったとの主張には一定の信憑性が認められる。

そして、上記のような通報や相談があれば、原則として「110 番等処理簿」や「相談等受理票」を作成すべきことが関係規程で定められていることから、「A」と名乗る者からの通報や相談の記録が存在するのではないと思われる。

諮問庁の意見書では、開示請求者である「B」の記載がある公文書は存在しなかったとされているが、「110 番等処理簿」や「相談等受理票」の様式には、氏名以外の情報の記載項目欄が設けられており、この項目欄に記載されている情報や、これらの書類に記録されたもの以外で、実施機関が承知している他の情報と照合することで、本人確認書類で確認された氏名の記載はなくとも、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当すると判断できるものが存在する可能性があり、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当するか否かの判断方法が適切であったとは認められない。

3 本件処分の妥当性について

以上のとおり、本件処分に係る本人確認は妥当であったといえるが、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当するか否かの判断方法が適切であったとは認められないため、処分庁において、開示請求書に記載された対象期間中の「110 番等処理簿」や「相談等受理票」を探索し、これらの書類に記録された情報や実施機関が承知している他の情報と照合することで、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると合理的に判断できるものがあれば、本件処分を取り消して、改めて開示決定等をすべきである。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも、当審査会の上記判断を左右するものではない。

別記 本件対象保有個人情報

請求 1 ○年○月○日以降の私が「A」B（書類上）の名前で「○○○」の件で通報した際の沼津警察署が作成した通報記録（特定携帯番号CとDからしたモノ）

請求 2 ○年○月○日以降に私が「A」（B、書類上）の名前で「○○○」の関係で沼津警察署に相談した内容が記録された文書（相談等受理票）